

静岡市海洋文化拠点施設の学術コンテンツの集積等に係る協力に関する覚書

静岡市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「乙」という。）は、海洋・地球科学の情報を発信し、海や地球への市民の理解を深めるため、甲が定める静岡市海洋文化拠点施設基本計画（平成31年2月策定）に基づき整備する「静岡市海洋文化拠点施設」の学術コンテンツの集積等に係る協力に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が整備する「静岡市海洋文化拠点施設」の学術コンテンツの集積等に係る甲と乙の協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 甲が整備する「海洋・地球総合ミュージアム（仮称）」（以下「ミュージアム」という。）の展示、甲及び乙が実施する海洋・地球科学の情報を発信する活動に係る画像・映像等のコンテンツの提供に関する事項
 - (2) 甲が整備するミュージアムの展示物に係る科学的根拠の乙による確認及び監修に関する事項
 - (3) 乙が保有する展示物、分析機器、データ・サンプル等の甲への貸与に関する事項
 - (4) 乙が実施する海洋・地球科学の情報を発信する活動に係るミュージアムの利用に係る手続に関する事項
 - (5) 静岡市及びその周辺の企業との連携又は交流機会の創出に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、この覚書に基づく協力に関して必要な事項
- 2 甲は、前項各号に掲げる事項に関し、乙の研究者又は技術者のアドバイスを受けることができる。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による協力に当たっては、国内外の関係法令を遵守するとともに、それぞれが定める諸規程に基づき必要な手続を経るものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項及び第2項の規定による協力のため、必要に応じ、別に実施取決め等を締結するものとする。

（秘密情報の取扱い）

- 第3条 甲及び乙は、前条に定める協力事項の実施のために口頭又は文書によるものを問わず秘密である旨を明示して相手から提供された秘密情報について、善良な管理者としての注意をもって秘密として保持し、かつ、管理し、当該事項に携わる必要最小限度の担当者に限って取り扱わせるものとし、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。また、秘密情報はこの覚書の目的のみのために使用することとし、他の目的に流用してはならない。
- 2 前項に従って提供された秘密情報が、法律、条例又は司法機関若しくは行政機関の命令により開示を義務付けられた場合、当該義務付けられた甲又は乙は、直ちにその旨を当該秘密情報の提供者に通知し、開示前に甲、乙協議の上、提供者の意見を尊重して当該秘密情報を取扱うものと



する。

(知的財産の取扱い)

第4条 甲及び乙は、この覚書の目的を達成するために提供する事項に係る知的財産権等の取扱いについては、個別の案件ごとに甲、乙協議の上、定めるものとする。

(委託等)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく協力を当たり、第三者に外注、下請け又は委託（以下これらを「委託等」という。）をしてはならない。ただし、甲が委託等の方法、業務の範囲、相手先の条件等の内容を乙に通知し、あらかじめ乙が文書により承認した場合は、この限りでない。

2 甲は、前項ただし書の規定により委託等をした場合において、委託等をする第三者（以下「事業協力者」という。）の行為により、乙に損害が発生した場合には、事業協力者の行為は、全て甲の行為とみなし、甲がこの覚書に基づいてその責任を負担するものとする。

3 甲は、第1項ただし書の規定により委託等をする場合には、事業協力者に対して、この覚書に基づいて甲が乙に対して負担する義務と同一の義務を負わせなければならない。

(有効期間等)

第6条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から2026年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の3月前までに、双方協議の上、合意が得られた場合は、有効期限を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して少なくとも1月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、この覚書を解約することができる。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この覚書の締結の証とするため、この覚書を2通作成し、甲、乙双方記名、押印の上、各自1通を保有する。

2019年11月7日

甲

静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長

田辺 信宏



乙

神奈川県横須賀市夏島町2番地15
国立研究開発法人海洋研究開発機構
海洋科学技術戦略部長

豊福 高志

